

改正

平成18年 5月19日訓令第10号
 平成19年 3月29日訓令第22号
 平成20年 5月30日訓令第33号
 平成21年 3月23日訓令第 9号
 平成21年12月16日訓令第15号
 平成22年 3月19日訓令第 2号
 平成24年 5月31日訓令第19号
 平成25年 3月28日訓令第 9号
 平成26年 3月28日訓令第 4号
 令和 3年 4月 1日訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、平戸市が行う建設工事並びにこれに伴う測量、設計、地質調査等（以下「建設工事等」という。）の請負契約又は委託契約に係る入札（以下「入札」という。）事務の執行に関し、関係法令及び平戸市契約規則（平成17年平戸市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(入札執行者)

第2条 市長は、入札執行に際し、副市長又は契約担当部長を入札代理執行者（以下「入札執行者」という。）とすることができる。

(執行同等の保管)

第3条 執行同等は、決裁を受けた後、契約担当課において入札執行日まで厳重に保管しなければならない。

(入札執行通知及び現場説明)

第4条 建設工事等の契約担当課長（以下「課長」という。）は、執行伺の決裁を受理後、入札の日時、場所等を決定するものとする。なお、やむを得ず現場説明（以下「現説」という。）を行う場合も同様とする。

2 建設工事等に係る指名業者の数は、原則として、次の表に定めるところによる。

工事区分	設計金額	入札参加の数	備考
土木一式工事	130万円未満	3人以上	
	130万円以上1,000万円未満	7人以上	
	1,000万円以上	10人以上	
その他工事 (土木一式工事を除く。)	130万円未満	3人以上	委託事業にも適用する。この場合において、130万円を50万円に読み替える。
	130万円以上1,000万円未満	6人以上	
	1,000万円以上	8人以上	

- (1) 設計金額が130万円未満の災害復旧工事の入札は、原則として指名競争入札によるものとし、130万円以上1,000万円未満の指名業者数を適用する。
- (2) 離島地区における指名業者数は、その他工事によるものとする。
- (3) 離島地区において随意契約とする130万円未満の単独工事で指名業者数を確保できない場合は、指名業者数を2人以上とする。
- (4) 特殊又は高度な技術・経験を必要とする工事については、その他工事の指名業者とするこ

とができる。この場合において、適格者の中から第2項の表に規定する指名業者数を確保できない場合は、同項の規定にかかわらず指名業者数を減じることができる。ただし、3人を下回することはできない。

3 課長又は課長の指名した担当職員（以下「職員」という。）は、入札日時、場所等を入札執行通知書（様式第1号）により通知する。

4 現説は、職員立会いのうえ、工事発注課長（以下「発注課長」という。）又は工事発注課の職員が行うものとし、その際指名業者が現説を受けたことを確認するため、現場説明事項調書（様式第2号）に指名業者の記名及び押印をさせるものとする。

（設計書等の縦覧）

第5条 入札に付そうとする建設工事等の設計図及び縦覧設計書（以下「設計書等」という。）は、一定期間縦覧する。

2 縦覧に付する期間は、次に掲げるとおりとする。この場合において、土、日及び祝祭日は、算入しない。

（1） 500万円未満 2日以上

（2） 500万円以上5,000万円未満 10日以上

（3） 5,000万円以上 15日以上

3 やむを得ない事情があるときは、前項第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

4 設計書等の縦覧は、第1項の規定にかかわらず電子媒体の配布によって行うことができる。

（入札の執行等）

第6条 入札の執行は、入札執行者が行うものとする。ただし、入札執行者において入札執行を行うことができないときは、入札執行者があらかじめ指名する職員をして、その執行を代行させることができる。

2 入札の執行を補助させるため、入札執行補助者（以下「補助者」という。）を置き、職員をもって補助者に充てるものとする。

（入札の場所）

第7条 入札は、原則として市役所本庁会議室において行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、それ以外の場所を使用することができるものとする。

2 入札を執行する場合は、入札の厳正かつ公平を期すため、入札箱、机等の配置について十分配慮するものとする。

（入札の延期又は中止）

第8条 入札執行者は、必要があると認めるときは、入札の執行を延期又は中止することができる。

（入札上の注意）

第9条 入札の場所には、次に掲げる事項を記載した注意文を掲示するものとする。

入札上の注意

入札参加者は、次に掲げる注意事項を守ってください。注意を守らないときは、入札執行者において必要な措置をとります。

1 入札参加者は、係員の指示に従うこと。

2 室内では静粛にし、私語は厳に慎むこと。

3 入札書の記載事項は、正確にはっきり書くこと。

4 入札書の書替え、引替え又は撤回はしないこと。

5 酒気を帯びて入札をしないこと。

6 室内に入室できる者は、次のとおりとする。

※当日の入札に参加する業者の代表者又はその委任を受けた代理人のほか1人

※共同企業体の場合は、構成員の1業者につき2人以内

(入札執行回数)

第10条 入札執行回数は、1回とする。ただし、平戸市建設工事指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）の承認を得た場合は、2回とすることができる。

(入札の無効)

第11条 入札を無効とする取扱いは、規則第11条に定めるところによる。

(開札)

第12条 入札執行者は、開札を行うごとに入札者に開札することを告げ、補助者をして開封させ、かつ、最低価格を発表する。

(落札者の決定告知)

第13条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者の氏名及び入札価格を読み上げ、落札を決定するものとする。ただし、低入札価格調査制度を採用した場合は平戸市低入札価格調査制度要領により、総合評価落札方式を採用した場合は平戸市建設工事総合評価落札方式実施要領により落札者を決定するものとする。

2 前項の規定により不落と決定した場合は、規則第15条により予定価格の制限の範囲以内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(不落の場合の措置)

第14条 入札執行者は、入札の結果第10条による回数でも、なお、予定価格の制限の範囲以内に達しなかったときは、不落である旨を宣し、指名替え再入札を行うものとする。ただし、第10条ただし書による入札回数の場合において、不落における最低入札価格と予定価格の差が次の表に定める基準額の範囲以内であるときは、最低入札者から見積書を徴したうえ、随意契約の相手方として決定することができる。

区分	基準率
1,000万円未満	3.0%
1,000万円以上5,000万円未満	2.5%
5,000万円以上1億円未満	2.0%
1億円以上	1.0%

(最低制限価格)

第15条 規則第16条に規定する最低制限価格は、競争入札に付する災害復旧工事、設計金額が130万円以上の建設工事（WTO対応工事及び低入札調査基準価格を設定する工事を除く。）及び設計金額が50万円以上の建設工事に伴う委託業務について設定するものとする。

2 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1) 土木・建築一式工事等 予定価格に92パーセントを乗じて得た額

(2) 建設工事に伴う委託業務 予定価格に80パーセントを乗じて得た額

(低入札価格調査制度)

第16条 低入札価格調査制度は、設計金額が1億5千万円以上の建設工事を対象とする。

(入札結果の公表)

第17条 入札の執行により、落札者が決定したときは、その入札の経過及び結果を別に定める平戸市公共工事情報公表マニュアルによって公表する。

(契約事故)

第18条 落札決定後、契約締結までの間に請負人が不渡手形を発行するなど、経営状態不良の事実が判明したとき課長は、請負人の経営及び信用状況について調査しなければならない。この場合

において、課長は、前段の調査結果について、直ちに、指名委員会に報告し、その指示を受けるものとする。

(設計変更の計算式)

第19条 契約締結後、設計変更等によって請負金額を変更するときは、規則第38条第2項によるものとする。

(設計変更の特例)

第20条 前条の規定によって、変更後の金額が変更前の金額に比し、20パーセントを超える増となる場合(設計金額130万円未満の工事、委託費50万円未満の委託業務は除く。)は、請負者から見積りを徴したうえ、それ以外のものについては、その額を提示して契約変更申込書により申し込み、請負者から変更契約書又は契約変更請書を徴する。

(設計変更の基準)

第21条 設計変更により契約金額を増額する場合は、次の基準により決定するものとする。ただし、特殊大規模工事及び次の基準の範囲以外のものについては、指名委員会の審査に付して決定する。

- (1) 当初契約金額が4,000万円以上のものは、当初契約金額の5割以内で、かつ、その金額が6,000万円まで
- (2) 当初契約金額が2,000万円以上4,000万円未満のものは、変更契約差額が2,000万円まで
- (3) 当初契約額金額が2,000万円未満のものは、10割以内

(前金払)

第22条 規則第51条第1項の規定により前金払することができる契約は、契約金額が130万円以上の場合とし、その割合は、建設工事にあつては40パーセント、工事の設計、調査及び測量並びに機械類の製造にあつては30パーセントとする。この場合において、10万円未満は、切り捨てるものとする。

(中間前金払)

第23条 前条の範囲内で既にした前払金に追加してする前払金(中間前払金)の割合は、当該経費の2割を超えない範囲内とし、次に掲げる要件に該当する場合には支払うことができる。ただし、既に当初の前金払がなされている場合に限る。

- (1) 契約金額が130万円以上の工事(部分払を選択した場合を除く。)
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

第24条 請負者は、中間前金払の請求をしようとするときは、あらかじめ、発注課長に中間前金払認定請求書(様式第3号)により同項各号に掲げる要件の認定を請求しなければならない。

- 2 発注課長は、前項の請求書を受理したときは、受理した日から7日以内に、監督職員に当該請求に係る認定を行わせ、その結果を中間前金払認定通知書(様式第4号)により請負者に通知するものとする。
- 3 請負者は、前項の規定により通知を受けたときは、中間前払金請求書(様式第5号)に、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前払金に関する保証契約の保証請書を添えて中間前払金を発注課長に請求しなければならない。
- 4 発注課長は、前項の規定による請求があつたときは、その日から起算して20日以内に中間前払金を支払わなければならない。
- 5 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2から受領済の中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

- 6 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額の合算額が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注課長及び請負者は、協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わないときには、発注課長が当該超過額を定め、請負者に通知する。
- 8 発注課長は、請負者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（部分払）

第25条 部分払については、規則第52条及び第53条によるものとする。

（監督職員の任命）

第26条 市長は、一工事ごとに監督職員を定めなければならない。

- （1） 監督職員の下命は、工事の執行何と同時に行うものとする。
- （2） 監督職員を定めたときは、監督職員決定通知書（様式第6号）により請負者に通知するものとする。
- （3） 監督職員を変更したときは、監督職員変更通知書（様式第7号）により請負者に通知するものとする。

（入札の方法）

第27条 入札の方法は、予定価格に応じて次に定めるところによる。

予定価格	入札の方法	備考
1億5千万円未満	指名競争入札	
1億5千万円以上	制限付一般競争入札	

（専任技術者の確認）

第28条 専任の技術者を必要とする工事における技術者の確認は、契約締結までに行うものとする。

（その他）

第29条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の平戸市建設工事入札執行事務等処理要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年5月19日訓令第10号）

この訓令は、令達の日から施行し、平成18年5月1日以降の入札から適用する。

附 則（平成19年3月29日訓令第22号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日訓令第33号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日訓令第9号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月16日訓令第15号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月31日訓令第19号）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日訓令第9号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第13号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第25条関係）

様式第5号（第25条関係）

様式第6号（第25条関係）

様式第7号（第27条関係）